

第十三回国会
衆議院

電気通信委員会議録第二十七号

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)
午後二時三分開議

出席委員

- 委員長 田中 重彌君
- 理事 橋本善三郎君 理事長 谷川四郎君
- 理事 松井 政吉君
- 石原 登君
- 井手 光治君
- 庄司 一郎君
- 辻 寛二君
- 福永 一臣君
- 椎熊 三郎君
- 石川金次郎君
- 田島 ひで君
- 稻村 順三君

出席國務大臣

- 佐藤 榮作君

出席府委員

- 平井 太郎君

電気通信事務次官

- 大泉 周藏君

大臣官房長官

- 大岸 重孝君

電気通信事務次官

- 田邊 正君

電気通信事務局長

- 花岡 薫君

電気通信事務局長

- 横田 信夫君

委員外の出席者

- 電気通信事務次官 榎 勉君
- 専門員 吉田 弘苗君
- 専門員 中村 寅市君

本日の会議に付した事件
日本電信電話公社法案(内閣提出第
二二二号)
日本電信電話公社法施行法案(内閣
提出第二二三号)
国際電信電話株式会社法案(内閣提
出第二二四号)

○田中委員長 これより開会をいたし
ます。

日本電信電話公社法案、日本電信電
話公社法施行法案、国際電信電話株式
会社法案を一括議題とし、質疑を続け
ます。稲村順三君。

○稲村委員 昨日ちよつと一、二問質
問しましたところ、政府委員の答弁に
よりますと、公社をつくる理由といた
しまして、国家財政のわくをはずし
て、財務、会計制度上、予算に弾力性
を與えること、収入支出予算の勘定別
区分をすること、予備費を設定するこ
と、継続費を認めること、郵政大臣の
承認のもとに予算を流用すること、同
じく郵政大臣の承認のもとに予算を繰
越すこと、その他いろいろのようなもの
をあげておつたのでありますが、私は
この政府の説明を聞いておりますと、
聞けば聞くほど、それによつてどうし
ても公社にしなければならぬという
特別の理由が、はつきりしなくなつて
来るのでございます。なぜかと申しま
すと、このくらいのことであるなら
ば、たとえて申せば現在の電気通信特
別会計法あるいはこれに関連するところの
の会計法の一部改正というよりな形
でもつて、こういう特色を與えること
が何ゆえできないのか。むしろそつち
の法案の一部改正をすることによつ
て、こういう特殊な企業体の活動を敏
活にする、自由にするということの方
が手取り早いと考へるのに、わざ／＼
全然別個な公社というものを再編成し
て、非常に大きな機構いじりをしてしなけ

ればならないのか、その理由が一体ど
こにあつたのか、私にはわからないの
です。その点ひとつ御答弁願いたい
と思ふ。

○横田(信)政府委員 昨日私が申し上
げたのは、公社のできるゆゑんは、国
営事業における問題について、国営事
業としての長所公益的な面はこれを残
しながら、すなわち公益的な意味にお
いては、国会あるいは政府において必
要なる決定をし、あるいは監督をす
る。しかし経営管理自身においては、
この分離された公企業体において経営
管理をより能率的に上げて行く、こう
いう線においては、今の国営よりはこ
ちらの方が進歩した案であらうとい
うことを申し上げまして、引續いてその
うちの経営管理の能率を上げるために
は、財政上の自主性もできるだけ確保
した方がいゝし、あるいは人事上の自
主性の問題もあるし、そういう問題は
いろいろあるわけですが、そのうちの
財政上の自主性について、具体的にど
ういう問題が違つておるかというよう
なお話であつたように存じますので、
財政上の自主性の問題だけに限つて、
現在と違つるところにつき申し上げた次
第であります。今事業予算としての弾
力性予算の本質というものは、
国営のままでもできるじやないか、こ
ういふお話もあつたわけでありませ
んか、承知のように国家行政は大行
政が中心であります。従ひまして会計法にお
いて、あるいは財政法において、そ
ういふ主たる行政活動を中心にして

規定がつくられるということも、ある
程度やむを得ない。そういう意味にお
いて私、理論的に絶対できないとは申
しません。こういう事業予算として
の弾力性予算の本質を持たすことにお
いては、公企業体とすることによつ
て、よりこれを容易にそういう方向に
進め得るといふことが当然言えるので
ある。これは非常にこまかいことだと
おつしやいましたが、こういう事業と
いふものは、行政と違つてそれはで
ない。そのこまかいことにおいて問題
が非常にたくさんあるわけでありま
す。そういうふうにして御承願いた
い。

○稲村委員 御説明を聞いておると、
公企業でなければこういう性格が持
たないといふことはなくして、公企業
でやつた方が持ちやすいといふこと
である。企業性の方は確かにその通りだ
と思ふ。しかし公共性という問題につ
きましては、それだけほけるのであ
る。こういうことになるのでありま
す。従つて公共性が重要であるとい
うことを中心として考へると、むしろ現
在の国営に、現実の問題を勘案して企
業性を持たしめるように、理論的には
可能だと言われるのだから、その理論
的に可能な方向にひつぱつて行く必要
があると思ふ。ことに今の答弁であり
ますと、私の聞いておるところによ
ると、現行法のもとに問題になつてお
るいはほかにこれに関連する法律の改
正を前提とするといふと、今日の国営
に非常に企業的活動を自由ならしめる

性格を持たしめることは不可能ではな
いと考へる。それを非常に大きな機構
いじりになる公社制をわざ／＼とらな
ければならないという理由がどこにあ
るか、これをもう一度お尋ねいたしま
す。

○横田(信)政府委員 お答えいたしま
す。ただいま公企業体にするることによつて、公共性がほけるといふお話でありましたが、本法案におきましては、この点はほけないうりになつてい
ると思ひます。すなわち国営事業とし
て公共性の必要のある問題は失わず
に、経営管理としては公企業体にし
て経営能率を上げるという方法の方が
いゝ、こう考へてこの案を提出したわ
けで、公共性がほけるといふのはど
こでほけるのか、われ／＼はほけないう
りになつていゝと考へております。

げますと、公社の議決機関として経営委員会が設けられている。これは今まではほとんど進捗していません。そしてその経営委員は一府政府が国会の議を経て任命するということですから、これもよほど従来の形とは違つております。ところがこの経営委員会の性格が、石原君からも何度もつかれたように、きわめてあいまいである。と申しますのは、第十條の第二項にはこの議決を必要とする事項が四つか五つあげられております。ところがこの必要だといふ議決権をこの委員会が持つていふというだけでは、実を言うと経営委員会は実質的な力を持ち得ない。やはり第十條に規定してあるように「公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする」といふ、この役目を果して行かなければならないと思つております。ところがこの役目を暫時的に果すといふことになれば、常勤制でなければならぬはずであるが、常勤制は全然とつておりません。しかも私の考へるところによりますと、おそらく公社運営に関する重要事項を決定する議決機関でなくて、そのうちの第十條二項に指定されているものを形式的にただ議決するくらいで、この経営委員会は精一ぱいだと思つております。これが無報酬だといふことになりま

するときになると文書を持つて来る。その文書にざつと目を通してみますと、内容がほとんどわからない。すると第十條第二項に規定されたことも形式的になり、その他のこともほとんど関與しないということになる。これはもう今までの委員会で大體わかつてゐることなんだ。それではこの議決機関は一体何を議決するか。これは結局五人の委員のうち総裁、副総裁が二人まで入つてゐる。従つて総裁、副総裁が、事務当局といふ事か、そういうものを持つて来たこの第二項にきめられた案をまるのみにするということになる。あるいは意見があつたところで結局説得されてしまふ。そうすると議決機関とは名ばかりで、実は諮問機関になつてしまふのではないか。ことに委員長が一人とられますので、二対二であります。三人のうち一人欠けますと、委員会は常に公社側が多数決になります。そうすると委員会というものは実質上において、ただ公益性を代表してゐるのだから、一般の意見を取入れるのだという形式をふんでおられることなんだ。こういう非常に無力な、單なる形式上の諮問機関になつてしまふ結果になると私は思つております。ほんとうにこの決定というものが実質的に決定し得るといふ自信を持つてこれをつくつたのかどうか、私にはどうもそれがふに落ちない。その点ひとつ御返答をお願いしたい。

○横田(信)政府委員 ただいまのお尋ねの点についてお答えいたします。公共企業体につきましては大臣からも御説明がありましたように、公共性を保持しながら、できるだけ民間で発達いたしました経営技術を採用して、能率的な合理的な経営をやつて行こうといふことが目的であります。この経営委員会の問題につきましても、同じブリッソンプルから出た一つの問題であります。御承知のようにこれは取締役会ではありませんが、取締役会に準ずるといふような方法を実は採用いたしましたのであります。民間の事業、ことに大きな事業会社におきましては、株主總會でいろいろな政策はきめるわけでありますが、この経営管理の問題につきましても取締役会以下にまかして、取締役会で経営管理の基本方針をきめるということに相なつておるわけであり

ます。その取締役会は、御承知のように大きな事業会社におきましては常勤重役と非常勤重役と両方参加いたしております。この民間の大きな企業における非常勤重役の参加は、ある意味においてしつらうとはありますが、しかしこの経営管理の基本方針になりますと、経営内部における専門的な狭い知識に加えて、深い経験と広い社会的な接触と視野を持つておられる人が参加するといふことが非常に大切なことであります。ここにいろいろ公共企業体においては、そういう深い経験と広い視野を持つた人が経営管理の基本方針について参加されることは、まことに妥当であらうと思つております。

次に、この経営委員会はのしつらうとばかりの集まりではないかといふお話をいただきましたが、これはそうでなく、常勤の総裁、副総裁と非常勤の委員とをもつて構成することに相なつております。なお委員長が一人とられるから、またよけい薄弱になるのではな

いかにといふお話でありましたが、委員長も当然議決権を持つておられます。後にな同数のときには委員長がこれを決することになつておりました。二重に持つてゐるといふことであります。そういう意味におきまして、この経営委員会は執行に當る総裁、副総裁といふ事業の内部に詳しい人と、広い経験と視野を持つた人をもつて構成してあり、従つてこの経営委員会の中の議論は、相当地について議論がで

結局常務を執行しておりますところの
總裁、副總裁の意見というよりなものが、
が、実質上諮問されるという形の方
になつてしまふのではないかと。少くも
も私は、常にいかなることがあつても
多数決が存在する、そういうような形
式の経営委員会がなければならぬこ
とが一つ、それから経営委員会とい
うものは、むしろ常勤的な人間が経営
委員会として執行するのでなくて、ほん
とりにその議決をするという、常に執
行に對する議決との関連をよく見定め
て行くというより、いわゆる非常勤
的立場にある人間でないと、常に重要
なるもの議決はできない。おそらく
第二項に定められた四つか五つの事項
を、年に何回か招集されまして形式的
に決議する、あるいは議論したところ
で、その程度のものに終つてしまふの
ではないか。そうでないにしても、政府
の諮問機関である役割が果さないとい
うような委員会がたたくさんあるの
ありますが、それと同じことになつて
しまふのではないかと。こういうこと
を私はお尋ねしているのです。そうい
う危険がないのですか。

○横田(信)政府委員 御質問にお答
えいたします。今のお尋ねは二つあるよ
うに思います。第一点は、そういう意
味で非常勤と常勤と両方でもつて構成
して行くとして、それが多数決で行く
とした場合に、定足数の問題もあ
りますが、そういう場合に一人の違ひ
しかないやないか。一人の違ひしか
なければ、もつと非常勤を多くして行
くべきではないかというお話があつた
わけでありませう。この点はいろいろ考
え方の問題があるわけでありませうが、
先ほどお話がありましたように、この

委員会をして単に形式的なものに終ら
せないためには、この常勤、非常勤の
数がある程度接近した方が、その議論
も相当地について来るのではないかと
いうことも考えられるのであります。
そういう意味で、やはり非常勤の方が
一名だけ多くなつてゐるわけでありま
す。しかしそのときに、今のお話の趣
旨はこういう点を心配された場合もあ
るのではないかと懸念のであります。
が、定足数が三人だ、三人になつた場
合に、非常勤が一人出て常勤が二人出
る。定足数の最小限の場合には逆にな
ることがあり得るのではないかと、こ
ういふことも御指摘になつたのであり
ます。われわれは、経営委員会にお願
する以上は、まずよほどのことがない限
りにおいては、出席されるものだと一
応想定いたしております。従つてそ
ういふようなことはないと思つてお
ります。しかし理論的に考えれば、そ
ういふことも起り得るではないかと。そ
れを非常勤にこまかく考へて行けば、そ
ういふ定足数のときに、委員長ある
いは委員長代理のものを除いて、あと
別委員と普通の委員一人ずつにして行
く。こまかく考へればそこまで行つた
方が一番正確かと思ひますが、そ
ういふ経営委員会にお願する方は、あまり
欠席されるようなことはまずあるまい
ということを想定いたしまして、こ
ういふ原案になつてゐるわけでありま
す。

次に、この経営委員会はそういう意
味におきまして、単に形式的なもの
はわれわれ考へておりませぬ。そ
うなると議決事項が今の四号よりまだ
はかあつていいのではないかと
におきまして、この五で、そのほか必
要なことは随時経営委員会でもつと報
告しろ、あるいはここで議決しろとい
うことが、当然経営委員会の運行上出
て来るであらうと考へてゐるわけであ
ります。

○稲村委員 そのすると、この委員長
は他の公職を兼ねることができ
るか、できないのですか。それから公
職でないにしても他の重要な、たと
えば会社の役員や何かを兼ねることが
できるのですか、できないのですか。
○横田(信)政府委員 先ほど御説明
の中にその意味を言つたつもりであり
ましたが、總裁、副總裁等の役員は兼
ねることができません。ただ郵政大臣
の特別な認可があつた場合には、この限
りでないことになつております。あ
の非常勤の委員は、当然兼職はできま
す。ほかの方の仕事を持たれたらこ
の委員を兼ねられる、そういう意味
において非常勤になつておられるわけ
であります。ほかの仕事を兼ねることは
当然できるわけでありませう。それを
予想いたしております。

○稲村委員 そのうしますと、とにかく
有識者といへば、ほかに相当重要な
たとへば公職、あるいは他の職につ
いてゐるということ前提となつてい
なりませぬ。そうするとその人間が責
任を持つて、この経営委員会を常に
集するといふことは、これは非常に
ずかしい問題ではないかと思ひます。
結局これは事務当局が世話をして、委
員長といふのは形式的なものになつて
しまふのではないかと。これは政府の
つたあらゆる委員会がそうなつて
と思ひます。そうすると、結局第十
條の第二項に掲げた五のものは、これ
はつけたりといふか、それが必要か必
要でないかという判定までが、非常勤
の経営委員の中から発案されるとい
うことは、きわめて少いのではないかと
思ひます。そうしてほかの仕事が非
常に多いものから、結局この四の事
項以外のことは、これはしばしばこ
ういふものについて重要な問題がある
からといふので、委員を開くなどとい
うことは、ほとんどなくなつてしま
うのではないかと。特にこれは無報酬
だといふことを、興党の石原君も指
摘してゐたように、こ
ういふことのために、この案自身
がもうすでに経営委員会が形式化し
てゐるというふうにとれる。もつと
議決力が大きくなければならぬ、こ
ういふふうに考へるのであります
が、その御意見を伺いたいと思ひ
ます。

○横田(信)政府委員 経営委員につ
きましては、先ほどから御説明いた
したように、事業に相当な経験のある
人が最も妥当だと思つておられる
が、そういう経験のある人でありま
すならば、やはり事業経営といふもの
は、相類似したところを持つてお
ります。ことに経営管理の基本方針
につきましては、相類似したところ
を持つておられます。そういう意味
において、お話のごとく、この経営
委員といふものが経営委員会に出た
ときに、これはもうわけがわからぬ
といふようなことばかりお考へにな
つてゐるのではないかと私は考へて
おります。その点におきましては、
民間事業経営においての外部取締
役が他の常任取締役に準じて、や
はり相当の發言力を持つたために、
お互いに力を持つてゐるというの
は、やはりそういう事業経営にお
いて似通つた点があるといふこと
が、同じようなそういう力を

發揮するゆえんだらうと思ひます。
もう一つ、経営委員といふものは
常に出席をしないのではないかと
思ひますが、実は鉄道の監理委員
会はこれほどの権限を持つてお
りませぬが、しかしあの監理委員
会の出席をすつと調べましたと
ころ、ほとんど熱心に出てお
ります。そういう意味におきま
して、あの上記に権限を付與した
この委員会は、人選さえよろし
ければ、当然この委員会は相
当の効果を發揮するだらうと
考へております。

通委員との任命の方式が幾分違いますが、この経営委員会というものは、全体として国会並びに政府に対して責任を負うものでありますので、おのの特性に照した方法がとられてもさしつかえない、こう思っております。

○稲村委員 それならば、なぜ総裁は国会の議を経て、そうして政府が任命するといふ形をとらなかつたのか、この点をお尋ねします。

○横田(信)政府委員 この執行機関は、経営管理の基本政策の決定に当ります経営委員会の議決に従つて、業務を執行いたすわけでありまして、この執行機関の長として、同時に経営委員会にも参加する、こういうことに相なつておるわけでありまして、その執行機関を兼ねております総裁、副総裁を、国会の議決を経るという手続にするかどうかといふことは、これは一つの政策問題であります。御承知のように執行機関について、執行機関の長に当る者が、一日も職をむなしゆりするといふことは、なか／＼問題でありまして、そういう意味におきまして、国会の議決を必ずしも基本的な条件にいたさなかつたのは、執行機関としてこれを公職にするといふことが、非常に事業経営上及び影響が大きいのでありますから、執行機関の長につきましても、政府の任命といふことになつたわけでありまして。

○稲村委員 これは少しおかしいのです。もしも執行機関が急ぐからといつて、執行機関だけつくつてしまつたから、それで議決機関がなくて済むのですか。やはり議決機関と執行機関といふものは、これは両々相まつてやらなければならぬ。私はだからさつきも

言つたでしよ。十條の第二項に掲げられた事項以外のものに対して、重要問題を片づけしから議決をするという権能を、この経営委員会は持つてゐるかと言ふと、持つてゐる。持つてゐるならば、その議決を経なければ執行できないことなんでしょう。それなのに、執行部は急ぐから、国会を離れて任命する、国会の議を経ないで任命するといふのは議論になりません。

○稲村委員 それは、これは同時に並立して行かなければならぬ。そうすれば、これは両方とも国民に対して責任を負う、国会に対して責任を負うといふことになる。ところがあなたの解釈で行きますと、経営委員会は国会及び政府に対して責任を負うが、しかし総裁は国会に対して何ら責任を負わなくてよろしい。総裁、副総裁は政府にだけ責任を負はばよろしい、こういうことになつてゐるのですか。

○稲村委員 公職になるから特に国会の承認を得ないでやるといふふうにお答えした点については、今稲村委員のおつしやつたように、そういう理由ではないと私は思ふのであります。結局経営委員といふのは、これは電気通信事業を公共企業体に移しまして、国の直接管理してゐたものを、新たな独立法人に管理を移行する。これである。これである。しかしながら非常に公共的のものでありますし、国の今まで直轄してゐました事業の経営を委任いたしますので、経営委員といつたものは、内閣はもちろん責任を持つて任

命するのですが、あくまで国会の協力とを要するといつたのであります。総裁、副総裁は、これは執行機関でございますが、この経営委員会におきましては、要するに執行機関と議決機関との調整でありまして、そういう意味合いで、特別委員として、総裁、副総裁も経営委員会の議決に参加するといふ形をとつたのであります。大体執行機関につきましては、国鉄等におきましては、総裁は監理委員会の推薦したものを内閣が任命する。別段国会の同意を得ない。副総裁は総裁がきめて、監理委員会の同意を得るといふような形になつておるのであります。この際本公社法案においてとりました一方の方針といつたことは、両方とも内閣の任命であるといふ点においては、経営委員の方も、総裁、副総裁も同じであります。一方は国会の承認にかけ、片方は内閣の責任において結局執行機関を選ぶ。こういうことで経営委員会はそういう混合のものである。先ほど来からいろいろ御質問がございまして、大体におきまして、一体だれを代表しておるかといふような形になるわけでありまして、その点一つの社員といふものを考へてみますと、これは国会、政府といふものが国民の代表といふ形で、だれを役員として選ぶか、そういう形になつております。その源泉においては、ともかく社員の代表的なものをだれにするかといふことを、内閣が中心となり、一部については、国会の同意を得てきめる。また理事のごとく、役員でありまして、これは総裁にまかしてある。こういうふうないろいろの方針のとり方でございまして、私も本質的に国会の承認を得る

必要はないといふような原則は立たぬかと思ひますが、また絶対に得なければならぬといふようなものでもない。これは一つの方針の問題かと存じます。

○稲村委員 今次官の説明を聞いておると、まず／＼私はわからなくなつた。なぜかといふと、事実これは経営体であれば、国鉄のように監理委員会が、議決でも諮問委員会でも、一つの形式をとつて、企業体の推薦したものを任命する。これはあたりまえのことである。しかしながらさつき言つたように、これがさうでないといふ形になつて、これは国家の一方の任命といふことになりまして、こういうことになる。その問題は、国民を代表しておるかどうか。これは官吏の問題と同じだ。何らの議会の同意も何も得ないで、そうして一個の行政的な任命をもつて行くところに、私たちはやはり官吏といふものの特性を持つてゐると思ふ。その官吏の特性をこの公社の中にそのまま生かすことになれば、これは局長を総裁にしたり、事務次官を総裁にしたのと、本質的に違ふところがない。一体独立の公共性を持つた企業体として云々といふことを盛んに言つていますが、その点においても、むしろ国鉄よりも徹底しておらぬ。何か知らぬけれども、官庁の局長や次官などと同じように、任命した者が、いきなり総裁になつて、執行権を持つ。これは会社経営と申しましようか、企業体として見ても、私は非常に不徹底だと思ふ。企業体が自由な活動をするならば、その企業体を代表したものの推薦といふならば、これは意味がわかる。一体それをどこが承認したのでもなければ、

内閣の一方的な任命をもつてなつて行くところではないから、これは、むしろ民間どころではない。非常に官僚化してゐる。企業体としても、こんなことではまつたく官吏が運営した昔とどこが違つてゐるか。やはり何々長官とか、あるいは電気通信大臣が責任をもつて任命したのとどこが違ふか。むしろ大臣などは、まだそれでも一個の内閣といふものを代表してゐるが、これは全然官吏が代表してゐる。こういう姿をとつてゐるところに、むしろ私は国鉄よりも後退してゐるのじやないか、そう考へるのですが、その点どうですか。

○稲村委員 企業体を代表するといふようなお話ですが、今の御質問の中にあつたのであります。先ほど申すようにこれは国のものであつた。従ひまして電信電話といふものは国民のものであるといふ考へで申すすれば、企業体の中におるものが代表ではあつても、国家なりあるいは国会が代表しておる。それから内閣が国会のもとにおきまして、行政機関としての権能を持つてゐる。こういう形になる。そこでこの公社に対する監督機関といふものは、あくまで行政執行上、これは内閣、あるいは主管大臣をきめて、こういうかたちになつておる。経営委員といふものは、先ほどからお話した通り、また稲村委員のおつしやつたように、これは国会の承認を得ておるといふ意味において、経営委員三名の人は、これは代表的な方である。総裁、副総裁をそれにしないかといふことは、内閣の一つの方針といつたして、経営委員会を構成するについて、三對二の割合でさういふ構成にして

た方が、経営執行上便利であるといふ

考え方から、こういう規定がなされたのでありまして、本質的にこれが単に内閣が官僚をきめるごとくきめるというのと違うと思ひます。その点において企業体としての最高意思決定機関というものは、経営委員会にある。それがさらに行政官庁からの監督を受け、国会の全体的な施策の対象になる、こういうかっこうになる。要するに経営委員会はそういう混合体にいたしました、こういう形でございます。

○稲村委員 私は常に内閣が直接任命して、国会にも何も諮らずに使い得るのは、これは官吏だけだと思ひます。従つて、それは事実には囑託とか、そういう名譽職みたいなものが上下についておるのは、官吏だけだと思ひます。そういう任命の仕方をやつておつて、これが国を代表しておるといふことには私はならぬと思ひます。国を代表しておるならば、これはどうしたつて国の代表機関である国会の承認を得なければならぬと思ひます。そうでなければ、企業体を代表している、企業体の代表じやないというけれども、企業体の總裁は企業を代表しておることは明らかである。国を代表しておる性格と、企業を代表しておる性格と、二つの性格を持つておる。そうすると、企業を代表しているという性格が明らかであるならば、その企業のある種の機関の推薦という形をここに下さなければならぬ。いずれにしても非常に不徹底で、官吏任命と同じ形式をとられて来ているのじやないか。そういうことを私は言うのであります。その点、私にはどうしても次官の説明を聞いてみても、ふに落ちないのであります。その点

もう一度明確にひとつ……。

○朝説明員 経営委員なり總裁、副總裁が、国を代表しておるといふのはないのであります。この企業の本質からしまして、国を代表しておる機関が選ぶことが必要であるといふものについて、選ぶ人が国を代表する。経営委員というものは、法律によつて與えられたる責任、任務を持つわけです。總裁といふものは、公社を代表するといふことになりませんが、その地位について代表するといふことです。国民を代表しておるのでは絶対にありません。そこで内閣といふものが、現在の政治の形態におきまして内閣といふものが推薦する。そこが国として事業の重要性を考へまして、経営の執行の最高責任者をきめて行く、こういうような形でございます。

○稲村委員 そこでまず、私には奇怪な意見に聞えるのです。国を代表するといふようなことにしても、少くとも国家資本を投ぜられて、それを代表しておるという意味で、私はやはり国を代表した者がこの中に入つて来る、国家資本を代表した者がこの中に入つて来るといふことではなければ意味がないと思ひます。そうすると内閣が代表であるから、内閣が任命するといふけれども、内閣は間接的のものであります。内閣に任命されたのは、行政的な措置として行政官を任命して行くだけ、企業体といふものは單なる行政ではないのです。企業体といふものは、国の資本を代表してある程度企業の自主的な活動といふものを認めて行く。そうしますとその自主的な活動を認め、しかもそれが経営委員会に入つて経営委員たる役割も果たすのです。そ

うしますと、その者は單なる官吏たる性格を持つておるだけではならぬ。性質であつて、やはりこれは自他ともに代表したといふ性格を持たなければいけない。それには直接的に国会の承認といふことがなくてはならぬ。これは單なる官吏です。一体それなら官吏と性格がどこが違ふのか、それをここに明確に述べていただきたい。總裁、副總裁といふものを官吏と一体どう違ふのか、その点を明確にしたい。

○朝説明員 官吏とおつしやいます。公務員のことであるかと存じますが、公務員といふものは公務員法によつて定められております。どうも答弁になつていないかもしませんが、要するに公務員法によつて明らかになつておるわけでありませぬ。公社の總裁といふものは、公共企業体の執行機関の代表者、こういうことでございませぬ。それで先ほど来からの御意見で、もちろん国会が国を代表しておるの、こういう事業に対する経営の意思決定機関は、だれにまかせるかという意思を伺ひたいとおきまして、内閣は国会の同意を得て任命する、こういう形になります。執行機関についてまでそういうことをしなればならぬといふのは、一つの御意見であるかと思ひますが、先ほど申したように混合形態で経営委員会を構成しなければ、国会の同意を要するといふことを強く御主張にならぬかもしませんが、経営委員会を構成する意味は、執行機関との調整というふうな意味で、混合形態でこの経営委員会をつくつたのです。が、ひとしく内閣の任命であるが、一方においては国会の同意を得て片方は

内閣だけの任命という一つの方法といひますか、形をとつた、こういうことではあります。

○石原(登)委員 関連して……。経営委員会については、私もたびたび質問したのですが、どうも法文の表わし方がおかしいと思ひます。しかし私の質問に對しての政府の答弁で一応了承したのですか、それはこういうふうな答弁です。いわゆる執行機関である總裁、副總裁その他のいわゆる役員は、経営委員会に對して責任を持つのだ、だから経営委員会を通じて国家国民に責任を持つのだ、こういうふうな答弁をされたので私は一応了承したのですが、今の稲村さんの議論によると、どうしてその執行機関も国会の承認を経ないのかといふことでもありました。それに対して總裁、副總裁といふ執行機関が国会にも責任を持つ、直接経営委員会を通じて責任を持つといふような答弁でしたが、どうも私は任命の形式からいふとおかしな思ひます。だから私は少くとも答弁された面から行けば、形はこれでいいと思ひます。しかし法文に現われた表現といふものは、どうも不十分のやうな気がするので、このところをはつきりと、執行機関は経営委員会に對して責任を持つ、経営委員会はすべての責任を国会を通じて国民にも持つといふことが、さらに明確にされることを希望するのであります。そうしなければも總裁、副總裁を内閣が国会の承認を経て任命するといふことは必要はなく、むしろ二重の手続になつて、責任の帰趨がはつきりしない、こういうふうな結果になると私は考へるわけでありませぬ。

○朝説明員 ただいま仰せの通り経営委員といふものは、公社におきましてはこれが公社の事業を経営管理する最高機関であります。そういう意味合いにおきまして、経営委員会というものが政府に對しても、国会に對しても責任を負う、そういうことは當然だと思ひます。總裁、副總裁以下の役員は執行機関であります。経営委員会の決定したところに従つてそれを遂行して行く。従つてその遂行上の責任が生じますれば、それは當然それ、責任を負わなければなりません。経営管理の責任といふものは、経営委員会が持つといふことはお説の通りでございます。

委員といふものは、公社におきましてはこれが公社の事業を経営管理する最高機関であります。そういう意味合いにおきまして、経営委員会というものが政府に對しても、国会に對しても責任を負う、そういうことは當然だと思ひます。總裁、副總裁以下の役員は執行機関であります。経営委員会の決定したところに従つてそれを遂行して行く。従つてその遂行上の責任が生じますれば、それは當然それ、責任を負わなければなりません。経営管理の責任といふものは、経営委員会が持つといふことはお説の通りでございます。

○石原(登)委員 そこで問題になるのは、なぜそういうふうな経営委員会を通じて責任を持つ總裁、副總裁の任命を、ただ単に政府の任命にしたか、そこに稲村委員の主張もある、このように私は考へるのですが、国鉄の場合は監理委員会が推薦するといふやうなところになつておるやうであります。このところが、何か別々に分断されて、一つは国会を通じて経営委員会をさつと持ち上げ、一方は内閣を通じて執行機関を持ち上げる。事業自体を何か両方にそれ、相對抗させておるやうな感じを持つので、そこに大きな問題があると思ひます。私の推測では、おそらく今までの政府の機関であつたか、そういうやうな形をとつて、内閣がさらに一段と監督を強化して責任をとつて行くといふやうな、いわゆる進んだ考え方からであろうと思ひますが、この点はどうも法理的には納得できかねる気がするので、この点のお考へはどうでしようか。

○朝説明員 大体今おつしやつたよう

か、この点まずお伺いしたい。

○横田(信)政府委員 お尋ねの趣旨は、私はつきり了解できませんが、大体こういふことだろうと思つて、今会社の例をお引きになりましたが、会社で取締役会がある。取締役会は議決機関であつて、執行機関は別になつておるけれども、代表取締役あるいは専務取締役というより名前がついて、おの／＼わけて言つておるけれどもどうだろうか、どういふようなお話のよりに聞くのでありますが、その点は、これも別に大したかわりはないので、今の取締役会は議決機関である、執行機関は別に、これは会社の場合も同様だろうと思つておられます。

○稲村委員 それは概念的にはきつめて簡単ですけれども、しかし会社の場合であつても、団体の場合であつても、執行機関が一定のわくの中において議決権を持つておることは認められておるのです。これはそうでなければ執行できない、ここにこれを見て私たちふしぎなのは、第十條に「経営委員会は、公社の業務の運営に関する重要事項を決定する機関とする」とあります。ただそれだけのことであります。しかも重要なことは二項の「左の事項は、経営委員会の議決を経なければならぬ」とあつて、「一、予算、事業計画及び資金計画、二、決算、三、長期借入金及び一時借入金の借入並びに電信電話債券の発行、四、長期借入金及び電信電話債券の償還計画、五、その他経営委員会が特に必要と認められた事項」といふふうになつて参ります。とすると、これは一体経営委員会に委譲するといふ、その権限を、常時的な

組織しやないから、これ以外のものに対してはある程度権限を委譲するといふ形をもつて、ある程度の議決権を認めておるのかどうか、事前的に法律的に一定のわく内において議決権をやり持たしておるのか、この点ひとつ伺いたい。これは実際上運営するときに問題になつて来ると思つておられます。

○横田(信)政府委員 お尋ねのごとく、経営委員会で決定する事項があり、そのほかに、これは公共企業体といつたしまして、いろ／＼法律的に、国会なり政府で定められたところによつて業務を執行しなければならぬといふわが、当然はまつておるわけでありませう。たとえて申しますならば、今の会社活動におきまして、物の値段をきめるというふうなことが、一つの大きな問題であります。これは料金法で国会で今きめていただいておられます。その料金のもとに今のサービスをしております。サービスの提供方法などにおいても電信法でまつておられます。そのわく内です。経営委員会でそのようにきまつたわく内で業務を執行するといふこと、そういうことの全責任はこの法律によつて、この執行代表者たる総裁にかかされておる。まかされたその総裁が、この事業を運営するに必要な内部機構をつつて、これはあるいは全体会議を開くこともあるでしょうし、部分的な問題で関連部門だけの者を集めてその補助者として会議をして行く、こういうふうなことも当然あるかと思つておられます。総裁にまかされておる。総裁は配下の部下を自由に駆使しておる、こういう態勢になつておるわけでありませう。

○稲村委員 これを抽象的にいろ／＼とすれば、あなたの通りなら、と解決するのです。しかし具体的に参りますと、経営は生きもので、事業は生きものなんです。会社として、たとえばものを一つ買入れる場合だつても、ある程度衆知を集めた一定の決議機関を通らなければならぬという場合もあり得る。たとえは方針の変更などというふうなものも出て来るわけです。それは部分的に、大蔵大臣や郵政大臣に、一々認可を仰がない範囲内において、こまかいながらもやはり方針をかえなければならぬというふうな場合に、経営委員会というものの決定なしで、独断でやれるといふか何といふか、しかも経営委員会に対して責任を負ふという範囲がどうして出て来るわけなんですか。これはもう事業会社であれば必ずこの問題は起きて来ると思つておられます。それを見越して突を言つて第十條の二項の五の中で「その他経営委員会が特に必要と認められた事項」といふのをつけ加えたんだらうと思つたのです。そうしますと、これではまた非常に擴張解釈ができる。経営委員会の多数決で、一般経営委員とそれから特別経営委員の意見の相違などを来たした場合、この問題でたゞ／＼やつた場合などには、会社の運営がでさなくならずすよ。だからしてたとえはそれを何らかの形をもつて、こういうふうなものをはつきりさせるのか、それともこのままでやつておいて、これで運営ができるというふうな考へておるのですか、その点を私は聞いておるので

○横田(信)政府委員 この経営委員会におきましては、経営管理の基本方針をきめるわけでありませう。もちろんそういう意味では、個々の細目までこきめるわけではない。これは当然大きな企業になりましたならば、いわゆる「ベイスック・ポリシー」といふものを、いろ／＼必要に応じてきめて行く、きめて行つたらそれに従つて、これは当然でありませう。その他必要に応じて経営委員会が決定すれば、これに従つてや行くことが当然だと思つておられます。今のお話はいろ／＼こまかい仕事といふものが、平素流れた作業に行われなければならぬだらうけれども、これがどうなるのか、これは当然執行上の問題としていろ／＼起きて来る。これは今のお話にありました一つの建設をやるにしてもどうなのか、これは事業計画できまつた範囲内で、今度は当然内部機構として、ある程度の職能別な部門も出て参ります。その職能別の部門の長にこの執行上の権限を総裁がある程度ゆだねて、それから本社と地方の機構と当然出て来るわけでありませうが、この事項は地方会議できめてよろしい、これからこれは窓口限りやつてよろしい、こういうふうなことは当然大きな企業であります。これは当然きめられることでありませう。内部に総裁がきめて行く必要がある場合においては、この事項は経営委員会で取上げてやつて行きたいといふことになれば、経営委員会がこれをやつて行く、こういうことになるわけでありませう。

○稲村委員 先ほど言つたように、もつと具体的にお話をした方がいと思つたのです。経営委員会の決定に対しての解釈が、一般経営委員とそれから特別

経営委員となつて居る。総裁、副総裁との間の解釈が、文字の上では一致しておつても、解釈上違ふといふことはしばしばある。そういう争いが起きた場合に一体どうなるのです。

○横田(信)政府委員 これは当然そのきまつた範囲内で、執行機関がやつておる。しかしその解釈が間違ひだといふので、経営委員会を取上げて、こうすべきだと決定すれば、その決定に執行機関としては従つて行くといふことになるのが当然だらうと思つておられます。

○稲村委員 その決定に対して執行をする場合に、その執行がしはる／＼あり得る。こういうふうなことはやはる／＼ある程度この解釈に対する執行部の解釈の統一、あるいは足りないようなところは補つたような、――事業会社であれば、決議といふか決定といふか、そういうふうなものも必要になつて来る。こういうふうな場合も考えられる。そこで私はその議決を執行いたしますか、この言葉では非常に簡単に解釈できますが、実際には議決と執行といふものはそんなに概念的にはつきりと区別ができない。たとえは漠然たる言葉でもつてこの議決されたものを執行するとき、その解釈の統一といふか、解釈を明確に具体化するといふか、そういう決定がなされる場合に、この特別経営委員と一般経営委員の間に意見の衝突が起り得る、こういうふうなことも私たちが考えなければならぬのであります。従つてたとえは片方で経営委員会ですでにきまつた方針だから、これは総裁、副総裁が自分の決定によつて執行できる、こういうふうな解釈をした場合であつても、一般

経営委員会から言えば、そうじゃないというふうな問題が、この企業体にならばしほ／＼起り得ると思ふ。だからそういうふうなところにおいて議決とそれから執行との間において、もう少し詳しい経営委員会の議決すべき事項というものをきめておく必要があるのではないか、こういうふうな考えのです、その意見を伺いたい。

○横田(信)政府委員 お話のごとく執行という問題と、それから管理上の基本政策の決定という問題については、相当密接な関係があります。そういう意味ではやはり民間の企業体におきましても取締役会を構成するのには、執行役員としての代表取締役あるいは専務取締役といふものが入つておるわけであり、そういう意味でこの場合におきましても経営委員会は非常勤のほかには常勤、いわゆる執行機関を兼ねた者が常勤委員として入つておる、こういうことになるわけであり、今のお話の執行機関としての意見を統一するのはそれが責任をとるか、これは当然総裁が執行機関として意見を統一する責任者になるわけ、これをいろいろ経営委員会で取上げて、今のこういう問題についてはどうすべきかというときに、やはり執行機関としての意見は十分述べ、述べてもしかし全体的にどうあるべきかと考えたときに、これに従うのが私は執行機関として当然だろうということが考えられるわけ、そういう問題は、この事業の進行、運営について時々ある問題であります。これは「その他」としてそういう問題は取上げ得るということになつておるわけであり、

○石川委員 ちよつと関連して……

第一類第十四号 電気通信委員会議録第二十七号 昭和二十七年五月二十三日

政府のお考えの経営委員会の性格が誤つておるんじゃないかと思ふ。政府のちよつとお伺いいたします。政府の説明によりますと、こう言つておられる。経営委員会は民間会社のいわば取締役会に準ずるものである。おそれればこれに似通つたものである。似通つた職務があるというふうに言われておる。ところが再々今までの御答弁で言われたことは、経営委員会は意思決定機関だということである。そのお言葉がほんとうだと思ひまして、さて商社ノ業務執行ハ取締役会之ヲ決ス」とあつて、業務執行の機関で、業務執行をするために必要な意思決定をしてやつて行くけれども、依然として取締役は業務執行の機関なんだ。取締役のことは、御承知の通り商法の二百五十四條の二に「取締役ハ法令及定款ノ定立ニ總會ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ」とはつきりと取締役は執行機関であるという事になつておる。取締役会はこの執行機関の集団である。そして執行のための意思決定機関である。こうなつておる。そうすると、これを御説明になつておるあなたの方の見た経営委員会は、取締役会に準ずるもの、だ、このそも／＼の性格の見方が誤られておるはしませんか。これを伺つておきます。

○横田(信)政府委員 取締役会と同じという事は申し上げてないので、これは……

○石川委員 準ずるといふ言葉で私が申し上げたのは、準ずるといふことは大体において相似通つたもので、取締役といふものは、経営委員会に持つて

来ると、似たような職務があるのだという事で準ずるといふのか。それともあなたが別に準ずるといふ言葉の解釈をお使いになるのならまた別です。○横田(信)政府委員 今のお話のそれは、常識的な意味において使われた言葉でありまして、これは執行と申しましても、御承知のごとく会社の取締役会は意思決定機関あるいは合議体で、執行機関ではない。執行上の基本方針を決定する。執行上の基本方針を決定するといひましても、これは常識的にいいますと、経営管理上の基本政策をきめるといふことでもあります。そういう意味で、あまり法律論的な意味ではないし、常識的な意味においてこれは御解釈願ひたいと思ひます。これはやはり執行機関といへども、あくまで合議機関であつて、自分が執行するものではない。しかも執行上の基本政策といふものは、やはり合議上の根本方針であります。そういう執行上の大きな根本問題をきめておるのが取締役会の現状でありまして、そういう常識的な意味においては、いわゆる法律学者が言つておるのではなくして、経営学者の言つておる意味においてこれを御了解願ひたい。経営学者の書いた本をお読みになりますと、大体そういうように書いてあります。

○石川委員 そういふ意味に拜見しておきましよう。それから今稲村委員から熱心に御質問があつたのであります。経営委員会と執行機関とよく行つておるとはかりは思われません。意見が衝突したというふうな場合、どうして解決しますか。その解決の條文をこれに書いてございませうか。

○横田(信)政府委員 お話の点は私も

まだはつきりしませんが、これは経営委員会が決定した事項について、総裁がそれに従つて執行して行く、これが決定のない事項については、これは公共企業体でありますから、ほかにたくさん制約がありますので、これに従わなければならぬことは当然であります。この決議したところに従つてやつて行くことは当然のこと、もしそれに違反したすれば、それは総裁、副総裁が不適格だということ、内閣は罷免する権限も出て来るわけであり

○石川委員 そのために第二十四條はできたのであります。二十四條の使

○横田(信)政府委員 それも含まれて

○稲村委員 そうしますと、十條の二

あり得ないと思ふけれども、これはたれか判断をしなければ、たとえは裁判なら裁判にかからなければわからないような場合がある。たとえは決定であつても、決定は根本方針ですから、執行するときに、その解釈のいかんが全部官吏のような性格を持つておる。これは国家公務員法に縛られないから官吏でないというものは形式的です。しかしそうじゃなくて、どこからも縛られないで内閣が任命するから官吏と同じようなものです。それで経営委員会も総裁、副総裁もそういうふうなものだといへば問題は起らぬかもしれないが、しかしそうでなく、ことに民間から経営の練達な人を相当入れら、そういう有能な人を連れて来れば来るほど、こういうふうな解釈上の意見の相違が起つて来ることはあり得るのです。そういう場合にはこれを経営委員会なら経営委員会の方で多数決でもつて、この解釈は間違いだからこの決定に従わないといつても、片方はそうじゃない、おれの解釈から言へばこれが正しいのだという主張が起つて来て、争いが起つた場合に、経営委員会のこのその他の中に、総裁、副総裁が議決を執行することを怠つた場合、ここで弾劾することを予定して書いておるかどうか。そうでなかつたら、その他といふのは一体どういふことなのか。経営委員会が特に必要と認められた事項といふのを適用されて、何でもかんでも特に必要な事項ということになりますと、これはもうほとんど運営ができません。これはもう起り得る。だから、この点やかましく言ふよりです

ものではなくて、この国家企業というものの活動がある程度縛つていける法令にあるという解釈も成り立つと思ふ。ことに独立採算制をとつていける限りにおいて、国営であつても、当然企業活動に順応するような経営形態でなければならぬと思ふのであります。それをしないといふところに、国営といふものが大きな隘路になつて、そうして非常に非難されるところがある。しかもどうかというところ、そこに働いてる従業員の人たちは、何らの行政権がないのに、あたかも行政権があるかのごとく、一般官吏と同じように、一つも権限を持たせずに縛られておる、こういう不都合ができて来ていると思ふのであります。しかしこの点は、何も公共企業体に切りかえたからといつて、その問題は解決するものじやない。これはこのほかにもたくさんそういうふうな現場、ことに官庁の持つていける現場においてはあることなんです。たとえば土方の親分みたいなものが、公務員という一つのわくの中に入られていられるという実例もたくさんあるのですから、そういうところにもむしろ重点を置くべきであつて、この公社というものをそういうところにやらせぬに、公共性を確保して行くためには、国が直接の責任を持つた方が、公共性を確保するといふ性格は強く出るのです。公社になればそれだけ企業性が強くなるから、それだけ行けて行く。それで先ほど私が質問したように、この法案で公共の企業性を確保しているといふが、條文を見ると、ほとんど郵政大臣の監督であり、大蔵大臣の認可であり、任命であるといふふうに、すべてが官庁の直接の結びつきでもつて公

共性が維持されている。そういうところから見ると、公共性を強く維持し、しかも企業活動を敏活ならしめるためには、むしろこの際企業活動を拘束しているような諸法令の改正というところに行つてはどうかと思ふ。そうして先ほど言つたように、経営委員会の問題についても、提出者自身はつきりした解釈が統一されていらないのであります。そうしてまたそれに対して自信ある答弁ができない。実を言つと、法律をここに出して、そうして公社をつくらなければならぬといふことは、非常な無理があるのではないかと考へておられますが、その点佐藤大臣はどう思われるか、御答弁願ひたい。

○佐藤國務大臣 ただいまのお尋ねにお答えしたいと思ひますが、引續いてお尋ねでありまして、あるいは要点が場合によつては異なるかも知れませんが、もしはすれておりましたら、重ねてお尋ねをいたしたいと思ひます。

お尋ねの点は、現在国が直接に経営しておるが、これに独立採算の制度を十分に取入れる、そういう意味で諸法令を改正するならば、あえて公社にしなくても済むのじやないか、こういう御意見のように拜承いたしましたのであります。その考え方につきまして、私の所見を申し上げてみたいと思ひます。この公社案を提案いたしました理由等で、本来のねらいはつきりいたしておると思ひますが、別な表現をいたしてみますれば、一つは国の予算の拘束力を緩和できるような点、もう一つはいわゆる官僚機構といふものをかえつて、そうして新たな業務形態に沿つて、機構のことで事業遂行はできないか、

この二つが大きなねらいであるのであります。第一点の予算上の問題は、予算遂行という面から見まして、独立採算の建前はありますが、必ずしもいづゆる事業会社的な予算にはなかつたならぬのであります。これを会社の事業計画にまで徹底をいたしますれば、私どもの目的を達することに相なるのであります。今回の法案自身は、この観点から見ると、たび／＼申し上げておきますように必ずしも万全のものではない。これは多分に先例に左右されている。鉄道公社なり、専売公社なりといふものがすでにでき上つておられます。その公社の運営にあつたの編成並びに予算の運用、あるいは利益金の処分等の観点から見ると、いろいろ批判を受けておる次第であります。が、何と申ししてもまだ公社ができて、その試験期と見る方が正しいのではないかと、かように考へます。新しい公社をつくりましても、理論としては一応成り立ちましても、やはり實際の問題としては、できておらず鉄道公社なり、あるいは専売公社なりの先例を相当多分に取入れざるを得ないといふことで、ただいま申し上げるようなことに相なるわけでありま

も、この事業官庁の職員については、公共企業体労働関係法を適用するよう考へ方々にまで發展をいたしておられますので、これは明らかに事業官庁の職員に對しましての特異的な地位を承認しておるわけでありまして、しかしながら諸給與の制度等から見ると、なかなか思ふように参らぬものが多いのであります。これを直せばいいじやないかといふ非常に明快な結論を出しておられますが、やはり公務員としての共通性はどうしてもそこに認めざるを得ないわけでありまして、給與の予算等におきましても、立つて方はほぼ一般行政官庁と同じであるわけでありまして、しかしこれがいわゆる公務員法の適用から除外をされま

二一

面に出て行くようになって行かなければならないのじゃないかと思つてあります。こういう点が、今回公社をくふうした基本的な問題でありまして、個々の法律そのものの改正の難易という問題ではなくて、国営自身が持つております面における基本的な批判が相当あるわけでありまして、もちろん国家経営である場合に、それが非常に能率的であり、また非常にいい点も見がせられないことでもあります。これは国営であることが全部不都合という意味ではありませんが、今までの批判を率直に伺いまして、その批判の線からくふうをいたして参りますと、この際私は公社にすることが最も事業遂行上望ましいのじゃないかと実は考へておるわけでありまして、稲村さんの御意見につきましては、私一面もちろんお話の線その通りのものがあると同時に、やはり本質的なものを相当考へておるということをおし上げてたくて立ち上つたような次第であります。

○田中委員長 本日はこの程度にとどめまして、明日午後一時から続開いたします。

これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所